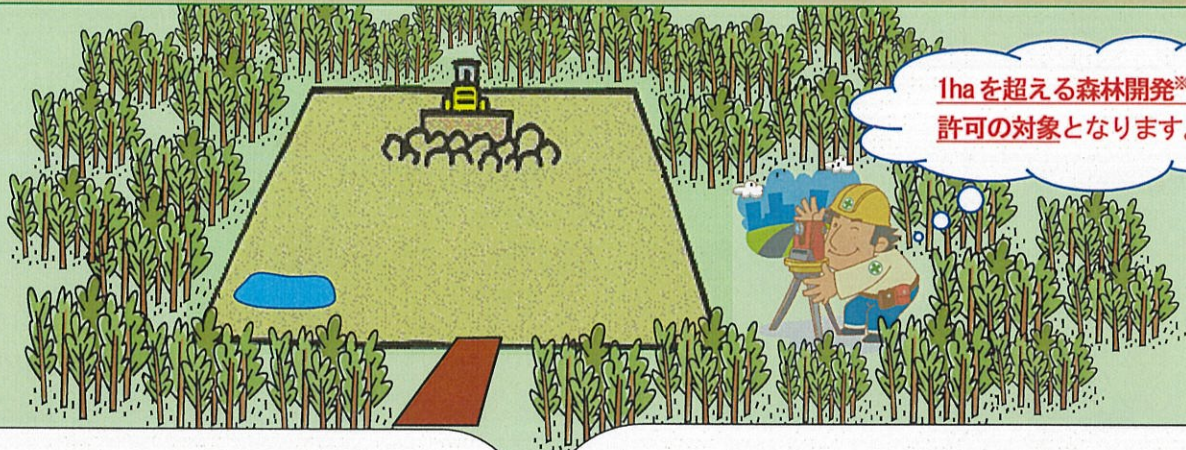


# 大切な森林環境を未来へ残すためのルールです。

## 林地開発許可制度

～森林の1haを超える開発<sup>※</sup>は、許可が必要です。



1haを超える森林開発<sup>※</sup>が許可の対象となります。

### 林地開発許可制度とは？

無秩序な森林の開発を防ぎ、私たちの生活や森林環境を守るための制度です。

1haを超える森林の開発<sup>※</sup>（土取り、草地・畑地造成、資材置場、宅地等々）をしようとする場合は、事前に知事の許可を受ける必要があります。

※太陽光発電設備を設置する場合、その面積が0.5haを超えるものは許可が必要になります。

計画的な開発が大切ですよ！



### 対象となる森林は？

国有林や保安林以外のほとんどの森林が対象です。

林地開発許可制度の対象となる森林は、岩手県知事が立てた地域森林計画の対象となる民有林です。

ただし、保安林や保安施設地区または海岸保全区域に指定されていない森林です。

○ 林地開発許可の対象とならない国有林や保安林についても、開発などを行う場合には別途手続きが必要となりますので注意してください。

## このような場合にも、1haを超えると判断されます。

### ケース1 道だけつくる

道路だけを作る場合も、幅員が3mを超え、道路の面積が1haを超える開発となる場合には許可が必要です。

### ケース2 共同で開発

森林所有者などが共同で開発を行う場合は、それぞれが開発する森林面積が1ha以下でも、全体で1haを超える開発となる場合には許可が必要です。

### ケース3 少しずつ開発

何年にもわたって開発を行う場合、それぞれの年の森林開発面積が1ha以下でも、最終的な開発面積が1haを超える開発となる場合には許可が必要です。

4つのポイント  
に注意してね!



間伐推進キャラクター

カンバツ君

## 許可の基準は?

森林の働きが損なわれないことが重要です。

開発によって、森林の持つ大切な機能が損なわれないよう、**4つのチェックポイント**を確認します。

周辺の環境が損なわれないような森林の配置、開発によって失われる森林の機能を補完する施設を計画するなど十分な配慮が必要です。

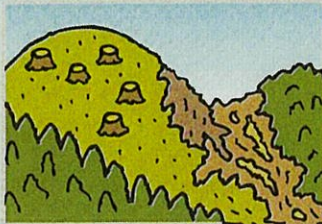
## 4つのチェックポイント

### 1 災害を防ぐ働き

開発によって、周辺に土砂流出や土砂崩壊、その他の災害を発生させる恐れはないか?



災害を防止するための施設の設置が必要な場合があります。



### 2 水害を防ぐ働き

開発によって、開発地の下流域に水害を発生させる恐れはないか?



洪水を調節するための施設の設置が必要な場合があります。

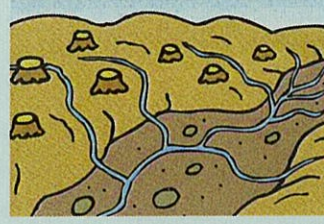


### 3 水を育む働き

開発によって、地域の水量・水質などに影響を与え、水の確保に支障をきたす恐れはないか?



水量の確保・水質悪化を防ぐ施設の設置が必要な場合があります。



### 4 環境を守る働き

開発によって、周辺の環境や景観を悪化させる恐れはないか?



開発目的によって、**森林の残す割合や配置**が決まっています。



※ 参考資料：パンフレット「林地開発許可制度」〔社〕全国林業改良普及協会発行

## 手続きの方法は?

開発許可申請から許可までには様々な手続きがありますので、

**森林の開発計画がある場合は、お近くの広域振興局等の林務担当部にご相談**をお願いします。

※ 岩手県の公式ホームページに許可制度の概要や必要申請書類等を掲載しておりますので、参考としてください。

### ホームページ

岩手県公式ホームページ ⇒ サイト内検索バーへ「**林地開発許可制度**」と入力し検索してください。

## 情報提供のお願い

近年、許可を受けずに開発行為を行うなどの違反行為が多発しております。

広大な森林を有する岩手県において、違反行為を早期に発見していくためには、皆様方のご協力が欠かせません。

許可を受けた開発行為地には、看板を設置することになっておりますので、**看板が設置されずに大きく森林が開発されている箇所を見かけましたら、お近くの市町村役場又は広域振興局等の林務担当課まで情報の提供**をお願いいたします。

〔無許可の開発、許可条件に違反して開発した者には罰則があります。〕

### 問合せ先一覧

岩手県農林水産部森林保全課	TEL=019-629-5803 (直通)
盛岡地区：盛岡広域振興局林務部	TEL=019-629-6622 (直通)
花巻・北上地区：花巻農林振興センター	TEL=0198-41-5407 (直通)
遠野地区：遠野農林振興センター	TEL=0198-62-9933 (直通)
奥州地区：県南広域振興局林務部	TEL=0197-48-2426 (直通)
一関地区：一関農林振興センター	TEL=0191-34-4658 (直通)
大船渡地区：大船渡農林振興センター	TEL=0192-27-9926 (直通)
釜石地区：沿岸広域振興局農林部	TEL=0193-27-5525 (直通)
宮古地区：宮古農林振興センター林務室	TEL=0193-64-2215 (直通)
久慈地区：県北広域振興局林務部	TEL=0194-53-4984 (直通)
二戸地区：二戸農林振興センター林務室	TEL=0195-26-8023 (直通)
一関市：一関市農林部林政推進課	TEL=0191-21-8438 (直通)
二戸市：二戸市産業振興部農林課	TEL=0195-23-0180 (直通)
葛巻町：葛巻町農林環境エネルギー課	TEL=0195-65-8985 (直通)
西和賀町：西和賀町林業振興課	TEL=0197-85-3410 (直通)